平成２４年（フ）第１８号
京都市右京区西京極南大入町75番地２　ＦＲＡＧＲＡＮＣＥもくもくＡ棟201号室
債務者　山下比呂美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
京都市中京区黒門通蛸薬師上ル上黒門町392―102、住民票上の住所京都市上京区室町通今出川下る北小路室町396番地　パラドール御所501号
債務者　田中　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
京都市下京区西木屋町通上ノ口下る梅湊町95番地２　朝日プラザ高瀬川508
債務者　田中　真司
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
京都市左京区岡崎西福ノ川町１番地133
債務者　森島　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
京都市左京区岡崎西福ノ川町１番地133
債務者　森島喜代江
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
京都市伏見区羽束師鴨川町219番地７
債務者　寺井めぐみ
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
兵庫県赤穂市三樋町14番地３
債務者　船台　龍秀
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５５４号
奈良市山町123番地の４
債務者　樋木　貴光
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６０号
広島市安佐南区高取北１丁目52番１―201号
債務者　大羽　広昭
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９２号
広島県安芸郡熊野町城之堀２丁目28番１号、申立時の住所広島市安芸区矢野東５丁目２番40―105号
債務者　柏　　曽一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７５号
広島市安佐北区深川８丁目37番21号
債務者　船田　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９号
広島県廿日市市大野1927番地145
債務者　髙田　菊江（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
広島市中区江波本町16番３号
債務者　江村　直美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８７号
福岡市東区高美台３丁目22番１号
債務者　末松　健次
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４７号
福岡県糸島市志摩小富士1217番地１
債務者　小河　標子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７６号
福岡市城南区鳥飼７丁目28番504号
債務者　島田　健一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５７号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目23番41―206号
債務者　田中　義定
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８７号
福岡市城南区東油山２丁目18番15―１号
債務者　清松千佳子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部